

社会保障審議会 介護保険部会（第91回）	資料3
令和2年7月27日	

「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえた 医療療養病床等から介護医療院等への移行の扱いについて

令和2年7月27日
厚生労働省老健局

医療療養病床等から介護医療院等への移行について①

介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（抜粋）〔令和元年12月27日〕

事前に見込まれていない医療療養病床からの移行により各保険者の介護保険財政に影響を及ぼすおそれがあり、それぞれの地域における介護サービスのニーズと介護保険財政への影響を把握し、介護保険事業（支援）計画の策定段階から介護医療院のサービス量を適切に見込むための方策を講じることが適当である。医療療養病床からの移行については、必要入所（利用）定員総数の設定の取扱いを含めて医療計画との整合を図ることも必要である。なお、医療療養病床から介護医療院への移行について、各保険者の介護保険財政、ひいては被保険者の負担軽減の観点から保険者への財政支援の検討が必要である。

現状・課題①

- 指定介護療養型医療施設及び医療療養病床については、介護医療院等の介護保険施設（指定介護療養型医療施設を除く。）、地域密着特養、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護への移行を促しており、これらについては総量規制の対象外としているところ。
※ 介護療養型老人保健施設は、介護医療院への移行の場合、総量規制の対象外。
- 第7期計画策定時には介護医療院の具体的な報酬が未定であったこともあり、調査時に意向が示されず、結果として第7期計画で見込んでいなかった転換が行われている。

現状・課題②

- 事業計画における見込みを上回る給付により介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に対応する仕組みとして、財政安定化基金がある。都道府県に設置された財政安定化基金が所要額を貸し付け、保険者は次期計画期間に第1号保険料を財源として償還する。
- ただし、想定外の介護医療院への移行等の急激な給付費増などにより借り入れた場合、貸付金の償還期限が次の計画期間の最終年度の末日であることから、次期計画期間の保険料額の大幅な増加につながる可能性がある。

医療療養病床等から介護医療院等への移行について②

論点①

- 指定介護療養型医療施設等から介護医療院等への円滑な移行を促すため、指定介護療養型医療施設、医療療養病床及び介護療養型老人保健施設から介護医療院等への移行については、第7期計画期間と同じく第8期計画期間についても引き続き総量規制の対象外としてはどうか。

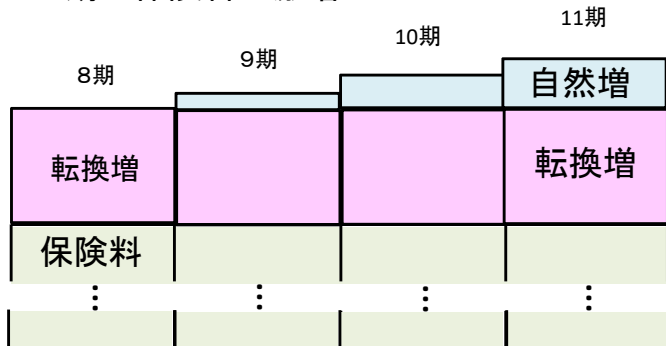
論点②

- 保険者への財政支援として、基金への返済期間を3期計画期間としてはどうか。また、貸付対象期間は、地域医療構想の目標が2025年であることから、第8期（2021～2023年度）と第9期（2024～2026年度）のみの時限措置としてはどうか。【政令改正事項】

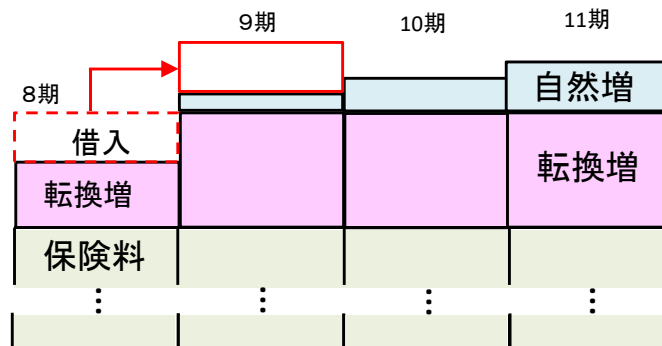
※ 時限措置の対象額、貸付額は、転換意向調査（8月）の結果を踏まえ、国から都道府県条例案として示すこととする。



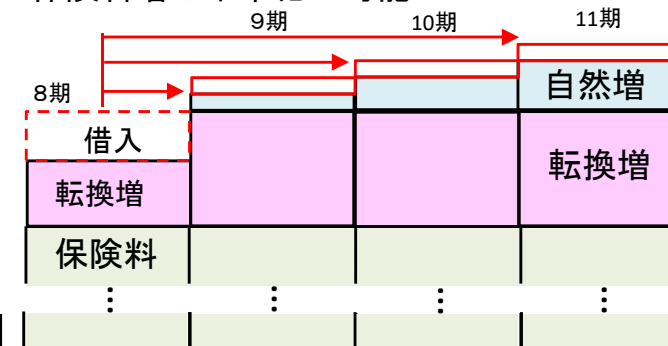
① 現行 (基金活用なし)
8期の保険料が激増



② 現行 (基金活用)
9期の保険料が激増



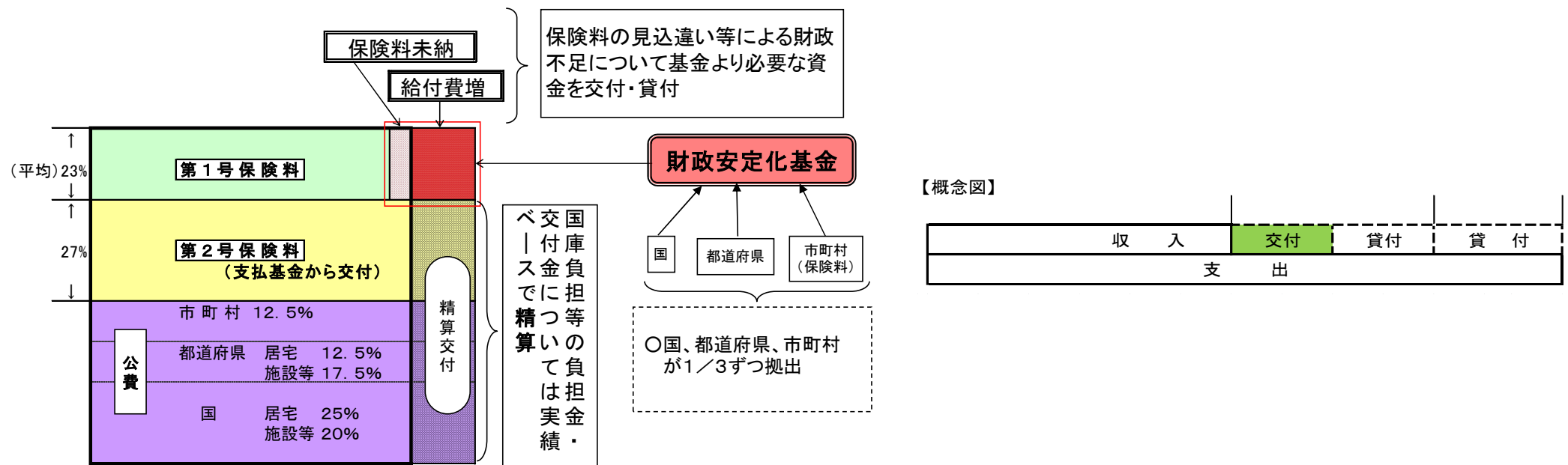
③ 改正 (基金活用)
保険料増の平準化が可能



<参考> 財政安定化基金の概要

現行制度の概要

- 事業計画における見込みを上回る給付により介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合には、都道府県に設置された財政安定化基金により所要額を貸し付け、次期計画期間において償還する仕組み。
- 市町村の介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に、一般財源から財政補填する必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。
- 調整交付金の交付割合によって、各市町村における第1号保険料の負担割合も変動する。
 交付：計画期間（3年）を単位とした保険料収納率低下による財源不足について3年度目に、原則として収納不足額の1/2を交付。
 貸付：年度を単位とした保険料収納率の低下と給付費増による財政不足（交付があるときには交付額を除いた額）について行われる。貸付額については、次の計画期間に、第1号保険料を財源として償還する。



※平成24年度に限り、介護保険法附則第10条の規定に基づき、財政安定化基金の取り崩しが特例的に行われ、545億円が国庫に納付された。

＜参考＞都道府県別財政安定化基金貸付・交付等の状況(平成30年度末現在)

都道府県名	貸付金額	交付金額	貸付・交付合計 (A)	既償還金額 (B)	実支出額 (C)=(A)-(B)	積立総額 (D)	積立残額 (E)=(D)-(C)	(百万円)
北海道	4,444	767	5,211	4,317	893	5,138	4,244	
青森県	5,485	230	5,715	5,429	287	2,287	2,000	
岩手県	462	104	567	448	119	1,246	1,127	
宮城県	401	0	401	401	0	1,362	1,362	
秋田県	1,035	81	1,117	1,035	81	1,241	1,160	
山形県	1,534	1	1,535	1,534	1	1,362	1,361	
福島県	2,134	16	2,150	2,124	26	3,494	3,467	
茨城県	787	25	812	787	25	1,699	1,674	
栃木県	194	12	207	194	12	1,069	1,057	
群馬県	1,435	58	1,494	1,435	58	1,777	1,719	
埼玉県	642	33	674	642	33	2,195	2,162	
千葉県	852	130	982	826	155	3,291	3,135	
東京都	2,435	476	2,911	2,435	476	3,158	2,682	
神奈川県	952	37	988	952	37	4,516	4,479	
新潟県	6,610	33	6,643	6,593	50	5,872	5,823	
富山県	2,068	309	2,377	2,068	309	2,650	2,341	
石川県	1,679	17	1,696	1,679	17	1,871	1,854	
福井県	99	1	100	99	1	1,202	1,201	
山梨県	1,005	16	1,020	859	162	996	834	
長野県	3,233	58	3,291	3,214	77	3,297	3,220	
岐阜県	678	18	697	678	18	1,202	1,184	
静岡県	138	0	138	138	0	1,642	1,642	
愛知県	2,037	737	2,774	2,037	737	5,800	5,063	
三重県	1,516	7	1,524	1,494	30	2,377	2,347	
滋賀県	667	0	667	660	8	714	706	
京都府	4,067	469	4,536	4,067	469	3,553	3,085	
大阪府	8,600	481	9,081	8,600	481	9,045	8,564	
兵庫県	4,334	584	4,918	4,334	584	5,538	4,954	
奈良県	317	19	337	317	19	827	808	
和歌山県	2,024	245	2,269	1,990	278	1,626	1,348	
鳥取県	1,575	44	1,619	1,571	48	601	553	
島根県	425	14	439	425	14	980	966	
岡山県	1,101	24	1,125	1,088	37	2,031	1,994	
広島県	2,835	117	2,952	2,835	117	3,652	3,535	
山口県	2,514	151	2,665	2,514	151	2,787	2,636	
徳島県	2,479	59	2,538	2,300	238	1,849	1,611	
香川県	558	6	565	540	24	1,001	976	
愛媛県	2,012	86	2,098	2,012	86	2,169	2,083	
高知県	1,844	31	1,875	1,842	33	866	833	
福岡県	10,170	725	10,895	10,170	725	8,447	7,722	
佐賀県	1,072	0	1,072	1,072	0	1,077	1,077	
長崎県	4,330	157	4,488	4,330	157	2,591	2,434	
熊本県	2,975	159	3,134	2,935	198	2,041	1,842	
大分県	840	24	864	840	24	1,246	1,222	
宮崎県	899	11	910	899	11	1,729	1,719	
鹿児島県	2,544	162	2,706	2,544	162	2,541	2,379	
沖縄県	6,316	214	6,530	6,316	214	3,739	3,525	
合計	106,356	6,948	113,304	105,620	7,684	121,395	113,711	

※各数値については、それぞれ都道府県毎に百万円未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

※「30年度末現在基金積立総額」は、国・都道府県・市町村の拠出により基金に繰り入れた額から、介護保険法附則第10条に基づく取崩額を除いた額を計上しており、基金運用収益を含んでいない。

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）

（財政安定化基金による貸付事業）

第七条 法第百四十七条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）の貸付けは、計画期間の各年度（最終年度を除く。）においては単年度基金事業対象収入額が単年度基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、計画期間の最終年度においては基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、それぞれ行うものとする。

2～5 （略）

6 基金事業貸付金の据置期間は当該貸付けを受けた計画期間の最終年度の末日までとし、償還期限は当該計画期間の次の計画期間の最終年度の末日とする。

7 （略）

附 則

（平成十二年度から平成十四年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例）

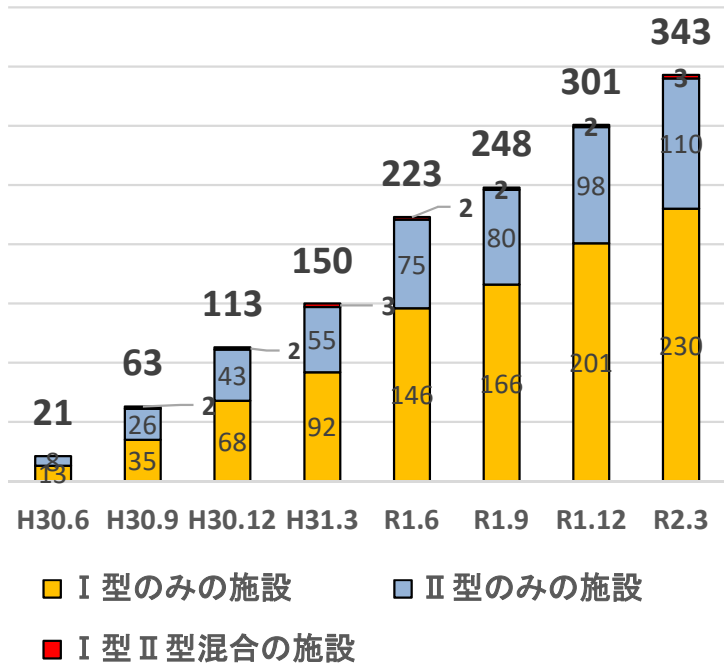
第二条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金（以下この条において「貸付金」という。）の償還期限は、当該償還によって平成十五年度から平成十七年度までの事業運営期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であって、都道府県が適当と認めるものに対する貸付金については、第七条第六項の規定にかかわらず、平成二十年度の末日とする。

2 貸付金の償還期限は、前項の規定によっても平成十五年度から平成十七年度までの事業運営期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であって、都道府県が適当と認めるものに対する貸付金については、第七条第六項及び前項の規定にかかわらず、平成二十三年度の末日とする。

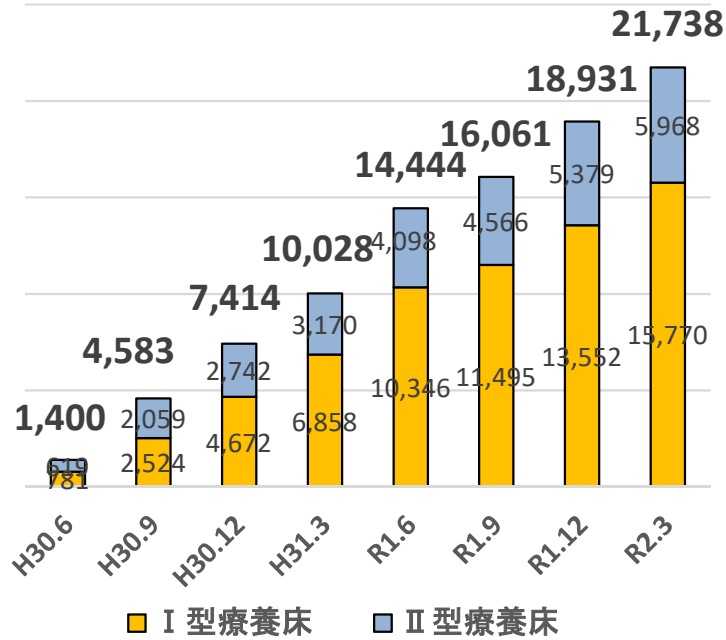
＜参考＞介護医療院等(開設状況)について

○令和2年3月末時点での介護医療院開設数は、343施設・21,738療養床であった。

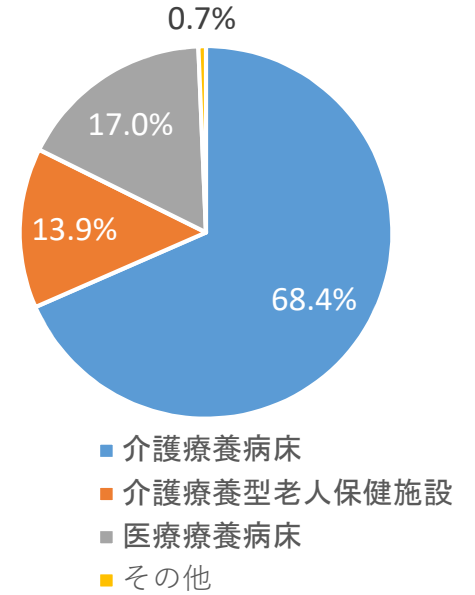
施設数の推移



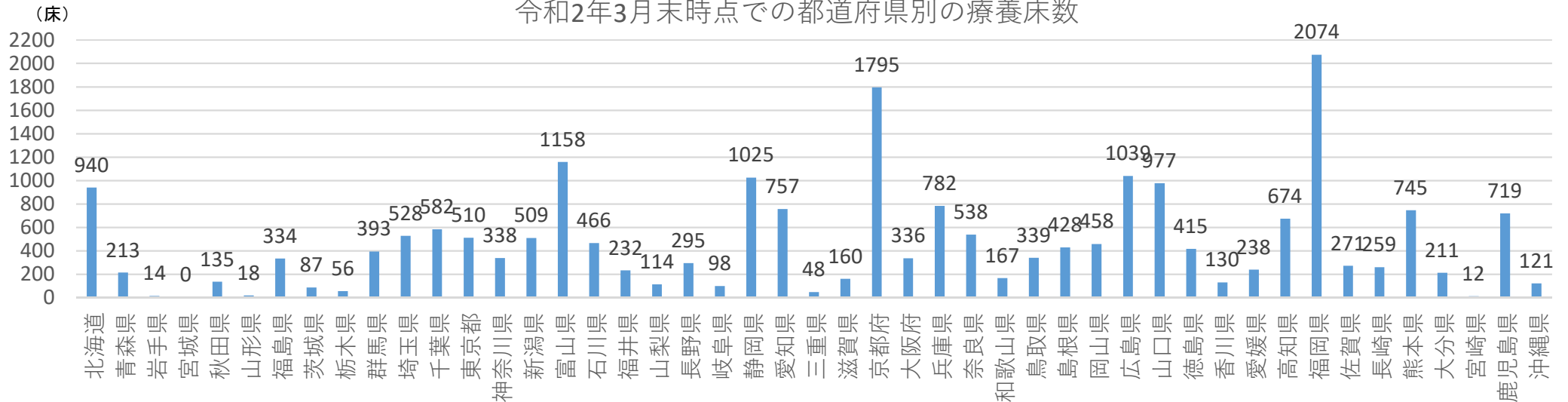
療養床数の推移



転換元の病床割合 (令和2年3月末時点)



令和2年3月末時点での都道府県別の療養床数



出典：介護医療院開設移行状況把握及び研修等事業（令和2年3月31日時点）